

医療連携だより

令和元年度 第1号

R 元年7月22日発行

地域医療連携センター長のあいさつ

当院は、平成21年に岐阜県知事より地域医療支援病院として承認されました。地域医療体制の中核を担う病院として、他の病院又は診療所から紹介された患者さんに対し医療を提供し、開業医の先生方が当病院の建物、医療機器を診療、研修等に利用できるように整備をすること及び地域の医療機関や様々な保健・福祉サービス機関との連携の窓口として、患者さんに切れ目のない医療・看護・介護サービスが提供できるように支援・調整に取り組んでいます。救急医療の推進はもとより、地域医療連携パスの利用促進、高度医療機器の利用促進、多治見シャトル（当院から開業医の先生方に逆紹介した患者さんへの当院での検査などの受診通知の仕組み）による連携、ぎふ清流ネットによる医療ネットワークの利用、地域連携関連研修会、市民公開講座の開催などなど、今後も多方面において利便性を高め密接な連携充実に資するように、地域医療支援病院としての地域医療連携センターの役割を果たしていきます。お問い合わせは医療連携相談課 電話 0572-22-5311（内線 2485）にお願いします。



副院長兼地域医療連携センター長 伊藤 淳樹

医療連携担当に配属となりました

日頃より当院地域医療連携室の運営に、ご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。今年より、前任の棚村に代わり医療連携相談課へ配属となりました林と申します。昨年までは主に診療材料の購入・価格交渉等に携わっておりました。

今回、全く業務内容の違う部署へやってきたわけですが、私ごとではございますが、県立多治見病院へ採用となる4年前まで、横浜市の某病院において地域医療連携室業務を担当しておりました。しかしながら、病院の規模・機能・地域の特徴など、これまで経験したとおりにはいかず、「昔とった〇〇」だけではうまくいかないことを痛感しております。

当院医療連携相談課 医療連携担当には、事務職だけでなく看護師・放射線技師など専門職も配置されており、地域の先生方のご要望にお応えできる体制となっております。

また、紹介患者予約枠の充実や逆紹介の推進など、積極的に改善に取り組んで参ります。最後になりますが、スタッフ一同、地域医療機関の先生方のニーズに少しでも多くお応えできるようチーム一丸となってスムーズな連携に努めて参りますので、今後ともご指導・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

医療連携相談課 医療連携担当
林 範行

医療連携交流会

今年で2回目を迎えた医療連携交流会は、平成31年2月23日（土）に、当院 中央診療棟3階講堂にて、近隣医療機関医師及びスタッフ、自治体職員など68名と当院医師及び医療連携スタッフ50名が参加して開催致しました。

講演会風景

第1部 講演会

1. 「胃癌の予防と早期発見」
消化器部長 奥村文浩
2. 「下肢動脈治療の現況
～フットケアの重要性～」
副院長兼内科統括部長 日比野剛



—第2部との準備時間に、放射線治療棟の見学—



第2部 懇親会

日頃は書面又は電話だけで面識の無い当院医師と近隣医療機関の医師が顔を合わせ、お酒を酌み交わしながら情報交換することにより医師間の距離が縮まり、今後の連携においても良い関係を築いていきたいと思っております。

懇親会風景



お知らせ

■高度医療機器共同利用 CT・MR 造影検査における eGFR 検査値 記載のお願い

当院では6月よりCT（ヨード造影剤等）、MRI（ガドリニウム造影剤等）の造影検査におきましては直近3ヶ月以内のeGFR又はクレアチニン検査値を確認して検査を実施しております。これに伴い、事前に郵送文書並びにホームページでご案内したように、他院依頼のCT、MRI造影検査につきましても7月1日からの予約（6月31日にまでに予約された分につきましては記入がなくても対応します）につきましても同様に検査値のご記入をお願いすることになりました。

お手数ですが、貴施設で検査実施の上eGFR又はクレアチニン検査値を申し込み書にご記入頂きますようお願い申し上げます。

参考のために造影剤ガイドライン（ESUR:欧州泌尿生殖器放射線学会）を記載いたします。

【ESUR 造影剤に関するガイドライン】

- ・CTヨード造影剤：急性腎症等、症状が悪化するおそれがあります。
eGFR<30ml/分/1.73m² 禁忌
- ・ガドリニウム造影剤：腎性全身性繊維症(NSF)発症のおそれがあります。
eGFR<15ml/分/1.73m² 禁忌
(eGFR<15~30ml/分/1.73m² 慎重投与 投与間隔は7日以上)

■造影検査（CT・MRI・血管造影等）検査後の授乳対応について

当院では、2018年7月より、授乳中のお母さまが標記造影検査を受けた場合の授乳については、現在まで母乳を介した乳児の副作用が報告されていないこと、母乳から移行する造影剤量は乳児自身の検査で使用する量の1%以下であることを説明し、納得いただければ授乳を中断しないこととしています。ただし、納得いただけない場合や不安を感じる場合には造影剤投与後から48時間授乳を控えていただいております。

造影剤の薬剤添付文書とは異なりますが、当院方針の根拠となるガイドラインは、下記に記載します。ご理解の上、造影検査の同意書にご署名をお願いします。

- ・ACR アメリカ放射線専門医学会（アメリカの放射線科の中心となる学会）
- ・ESUR 欧州泌尿生殖器放射線学会（造影剤ガイドライン）
- ・授乳中の女性に対する造影剤投与後の授乳の可否に関する提言
(http://www.radiology.jp/member_info/safty/20190528_01.html)

